

介護職員処遇改善について

特別養護老人ホーム浄風園

弊園では介護職員処遇改善について、以下の取り組みを実施しております。

◎加算算定状況・・・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定しています。

◎要件適合状況・・・加算の算定にあたり、以下の要件を全て満たします。

1. 処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。
2. 労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。
3. 新たな定量的要件（職場環境等要件）を満たしていること。

平成27年4月から計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）。および当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

4. キャリアパス要件Ⅰを満たしていること。

(1) 介護職員の任用の際における職位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めること。

(2) (1)に掲げる職位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めていること。

(3) (1)および(2)の内容について職業規則などの書面で明確にし、周知していること。

5. キャリアパス要件Ⅱを満たしていること。

(1) 次のアまたはイの条件を満たした計画を作成していること。

ア. 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施（OJT、OFF-JT）するとともに介護職員の能力評価を行うこと。

イ. 資格取得のための支援（金銭、休暇の取得など）を行うこと。

(2) 上記の内容をすべての介護職員に周知していること。